

## 指名理由の公表について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第7条第2項第3号において規定する指名理由の公表について、本市においては、「尾道市建設工事等指名業者選定に関する規程」第4条の指名選定に係る留意事項を公表することにより、指名理由の公表に替えております。

「尾道市建設工事等指名業者選定に関する規程」第4条の指名選定に係る留意事項

勘 案 事 項	運 用 基 準
1 不誠実な行為の有無	<p>指名しようとする業者の不誠実な行為については、次のことを基本とする</p> <p>(1) 市が過去に発注した建設工事に係る請負契約に関し、次に掲げる場合に該当し、かつ、その状態が継続して請負者として不相当であると認められる場合</p> <p>① 市建設工事の請負契約条項に違反し、又は指示に従わないこと等請負契約の履行が不誠実である場合</p> <p>② 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により、請負者の下請関係が不適切であることが明確である場合</p> <p>(2) 警察当局から市に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があった場合など、明らかに請負者として不相当と認められる場合</p> <p>(3) 不誠実な行為が関係行政機関の事実認定により確認できる場合（逮捕、公訴、独占禁止法違反行為の排除勧告、建設業法上の監督処分、刑罰の宣告等）</p> <p>(4) 市に納付すべき市税等を正当な理由なく滞納している場合</p>
2 経営状況	<p>指名しようとする業者の経営状況については、次のことを基本とする</p> <p>各種情報の収集の上、内容の審査、分析を行うなど実態把握に努め、指名の参考に資するものとする（営業不振のため、手形の不渡りとなる等経営状態が著しく悪化していると認められる場合等）</p>
3 工事成績	<p>工事成績評定要領により評定された市工事成績の評定を尊重することを基本とする</p> <p>工事成績の前年度1年間の平均が劣る場合及び特に優秀な場合については、指名選定について十分に配慮する</p>
4 地理的条件	<p>本店、支店又は営業所の所在地及びその地域での受注実績等からみて、その地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模に応じて発注工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に指名選定に配慮するものとする</p>
5 手持ち工事の状況	<p>市において既に契約している工事の件数及び金額の状況などを勘案し、手持ち工事量は発注しようとする工事の適正な遂行を妨げるおそれがないことを基本とする</p>

<p>6 当該工事についての 技術的適性</p>	<p>発注しようとする工事が特殊な工事で、特殊な技術的能力及び機械を必要とする場合、これらの保有状況などについて調査し、工事遂行能力を有することの確認を行い指名することを基本とする</p>
<p>7 安全管理及び労働福祉の 状況</p>	<p>指名しようとする工事の安全管理及び労働福祉の状況については、次のことを基本とする</p> <p>(1) 市発注工事の建設工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不相当と認められる場合</p> <p>(2) 賃金不払に関する関係行政機関から指導があり、その状態が継続していて、明らかに請負者として不相当であると認められる場合</p>
<p>8 同種の工事についての 経験</p>	<p>直近2か年の間に、発注しようとする工事と同種かつ同規模以上の工事について、国、県、市町村又はこれに準ずる者と請負契約を締結し、誠実に履行していることを基本とする</p>
<p>9 技術者の状況</p>	<p>発注工事の種別に応じ、当該工事を施工するに足りる主任技術者又は監理技術者が確保できると認められるかどうかを判定する</p> <p>(当該工事の技術的適性)</p> <p>次の要件により総合的に判断する</p> <p>(1) 当該工事と同種の工事について、相当の施工実績がある</p> <p>(2) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等発注工事の作業条件と同程度と認められる条件下での施工実績がある</p> <p>(3) 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績がある</p>